

2013年6月27日
一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会

地上民放テレビの再放送に対するケーブルテレビ事業者との
著作権・著作隣接権使用料に関する基本合意について

一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会（略称「JASMAT」、東京都千代田区二番町14番地 代表理事 丸山公夫）と一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟（東京都中央区京橋1-12-5、理事長 西條 温）はこの度、掲題に関する基本合意に至りましたのでご報告申し上げます。

■基本合意内容

ケーブルテレビ事業者が行う地上民放テレビの同時再放送について、ケーブルテレビ事業者は地上民放テレビの保有する「放送局固有の著作権・著作隣接権」を認め、その使用料を支払う。

■使用料

有料視聴世帯について同時再放送している放送波1チャンネル当たりの料率を決める。
なお、具体的な料率については当協会と日本ケーブルテレビ連盟との契約事項のため公表を控えさせていただきます。

■使用料支払い開始時期

2014年4月1日

以上

<担当>

一般社団法人日本テレビジョン放送著作権協会 山口、鳥塚 TEL 03-3239-7818